

改選に向けた青少年指導員・青少年福祉委員制度の周知について(概要)

【趣旨】

・青少年指導員・青少年福祉委員制度は、市政改革に伴う制度改正から4年目を迎えたが、平成30年度の改選に向けて、改めて制度の改正内容について各区あて周知。(平成29年8月1日付事務連絡)

・平成29年3月市会において、青少年指導員・青少年福祉委員制度に関する質疑があり、青少年指導員のなり手不足や、青少年指導員と青少年福祉委員の年齢の重複が指摘される中、とくに青少年指導員の働きやすい環境づくりが求められている。

・各区において地域の関係団体等の意見も踏まえながら、地域実情に応じた選考をお願いする。

【団体への周知】

市青少年指導員連絡協議会 : (平成29年4月4日 定例理事会) 3月市会の内容を説明 (平成29年8月1日定例理事会) 事務連絡の内容を説明
 市青少年福祉委員連絡協議会: (平成29年4月6日 定例理事会) 3月市会の内容を説明 (平成29年8月3日定例理事会) 事務連絡の内容を説明

【制度改正の経過】

平成24年10月10日 大阪市青少年問題協議会	【会長(橋下市長)からの提案・意見】 ・委嘱については、区長委嘱の方法と、区長が委嘱決定し、市長委嘱を行う方法が考えられる。 ・青少年指導員、青少年福祉委員の定数については、各区が実情に応じて決めていくべきではないか。 ・青少年指導員、青少年福祉委員には、区長とコミュニケーションを取っていただきたい。	
平成25年3月4日 大阪市青少年問題協議会		
平成25年3月6日 代表質問	【質問(維新 広田議員)】 ・青少年指導員は自主財源がないため、補助率が50%の場合、事業費の半分を負担することとなり、活動が成り立たない恐れがある。 ・青少年指導員の活動にかかる経費について、来年度においては、その必要額を全面的に支援していただきたい。	【答弁(橋下市長)】 ・青少年指導員の委嘱に基づく活動には、本来行政が責任を持って実施することがふさわしいものも含まれており、位置づけを明確にしたうえで、委嘱の任務を十分果たせるよう、しっかり財政的に支援をしていく。
平成25年4月～11月	・区長会議、子ども教育部会等において、要綱・委嘱者・委嘱内容・費用負担・団体事務等について、区長アンケート、市青少年指導員・市青少年福祉委員連絡協議会との意見交換会も実施しながら、議論を重ねた。 局…市要綱案を作成して、大きな枠組みを定め、任期や統一的な業務内容を定める。 区…ニア・イズ・ベターの観点から、定数や年齢などの選考要件、具体の委嘱活動内容など、各区の実情にあわせて区要綱を定める。	
平成25年12月13日	大阪市青少年指導員制度実施要綱及び大阪市青少年福祉委員制度実施要綱 制定	
平成29年3月1日 代表質問	【質問(維新 大橋議員)】 (青少年指導員・青少年福祉委員を例にあげ) ・行政から委嘱している内容が地域実態に合っていなかったり、地域が主体的に事業内容を再構築しづらく、やらされ感を感じてしまっていることなどが問題である。	【答弁(吉村市長)】 ・やらされ感や負担感につながっているのであれば委嘱する活動内容を見直し、地域の実態に即したものとしていくとともに、活動の本来の趣旨や目的を改めて理解いただき、問題意識や意欲を持って活動できるよう、各区や各局において、各地域の状況に応じた委嘱内容の見直しや説明に取り組んでいきたい。
平成29年3月8日 教育子ども委員会質疑	【質問(維新 岡崎委員)】 ・一番の問題は担い手が減っていることである。 (青少年指導員の委嘱者:平成12年度4,022人、平成28年度2,989人) ・青少年指導員と青少年福祉委員は、なり手の年齢そのものが重なっている区がある。 ・年齢が重なる同じ健全育成を目的とする団体が2つある。	【答弁(子ども青少年局)】 ・青少年指導員・青少年福祉委員設置の趣旨・役割については現在も変わらないと認識しており、関係局や区長と連携しながら各区への再度の周知徹底、現状の把握などに取り組む。

【主な制度改正の新旧対照表】

	制度改正前(平成25年度以前)	制度改正後(平成26年度以降)
委嘱者	大阪市青少年問題協議会会長としての市長委嘱	行政の長としての市長
受嘱者の選考・決定	区の推薦に基づき、市で決定する (大阪市青少年問題協議会で選考基準を定める)	区で選考し、区で決定する (区ごとに選考基準を定める)
委嘱内容	全市一律に定める	区ごとに定める
定数	(青少年指導員) 校下数、振興町会数等を基準として別に定める (青少年福祉委員) 1町会1人を基本とし地域状況に応じて考慮する	※下記の 「各区の青少年指導員・青少年福祉委員要綱 (主な項目)」を参照
年齢	(青少年指導員) 満18歳以上50歳未満 (青少年福祉委員) 満30歳以上65歳未満 ※実情に応じて弾力的運用	
費用負担	平成25年度 (青少年指導員) 地活協補助金(区予算…13区)、委託料(局予算…11区) (青少年福祉委員) 地活協補助金(区予算…4区)、委託料(局予算…20区)	(委嘱に基づく活動) 交付金、直接執行(区予算)
団体事務	規定なし	(委嘱業務にかかる事務) 区役所又は区役所が委託した団体において処理する

【各区の青少年指導員・青少年福祉委員要綱(主な項目)】

	青少年指導員	青少年福祉委員
委嘱内容 ※モデル案において、 業務の具体例を規定するよう示した	【代表的な内容】 ・街頭啓発活動 ・指導ルーム活動 ・青少年の指導及び相談活動 ・地域における青少年の健全育成 ・イベントの開催(文化・スポーツ大会等) ・ユースリーダーの育成 ・成人の日の記念のつどい等への協力 など	【代表的な内容】 ・青少年指導員活動への支援 ・指導ルーム活動への協力 ・地域における青少年の健全育成 ・社会環境浄化活動 ・青少年活動団体との連絡調整 ・成人の日の記念のつどい等への協力 など
定数 ※モデル案において、 「1町会1名」を基本として、区の実情に応じて 加減を行うことが望ましいと示した	・具体人数を明記(16区) ・「町会数」「概ね町会数」(5区) ・町会数以上を原則とし、別途規定(1区) ・「町会数以下」(1区) ・「各地域定数の合計」(1区)	・具体人数を明記(16区) ・「町会数」「概ね町会数」(5区) ・町会数以上を原則とし、別途規定(1区) ・「町会数以下」(1区) ・「各地域定数の合計」(1区)
年齢 ※モデル案において、 青少年指導員は 年齢満18歳以上50歳未満の者 青少年福祉委員は 年齢満50歳以上65歳未満の者と示した	・満18歳以上50歳未満(23区) ・満18歳以上55歳未満(1区) ※ただし、地域における青少年活動の円滑な推進を 図るため、弾力的に運用することができる(4区)	・概ね満30歳以上65歳未満(13区) ・概ね満50歳以上65歳未満(11区) ※ただし、地域における青少年活動の円滑な推進を 図るため、弾力的に運用することができる(15区)

※モデル案…各区が区要綱を作成するにあたり、局としてモデルを示したもの。(平成25年11月25日各区担当者向け説明会において各区へ周知)